

構造計算適合性判定に係る「不適合通知」又は「判定することができない旨の通知（無期限通知）」の交付方針

平成21年2月26日
福島県土木部建築指導課

1 当該交付方針を定める背景

平成19年6月20日の改正建築基準法の施行により、構造計算適合性判定制度が開始されましたが、以来、改正法施行の混乱等を回避するため、建築確認申請に係る事前審査・事前相談の徹底など、建築基準行政の円滑な運用等に努めてきたところです。

一方、判定制度開始後約1年半を経過した現在においては、個々の判定業務を通じて得られた知見の蓄積等により、判定制度の円滑な運用に努めておりますが、判定業務の更なる迅速化・効率化が求められております。

当該交付方針は、こうした状況等を踏まえ、今後、より一層の判定業務の適正な運用等を図る観点から定めるものです。

2 不適合通知等の交付に係る基本的な考え方

「不適合通知」又は「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知（無期限通知）」を、構造計算適合性判定を求めた建築主事・指定確認検査機関に対して交付するか否かの判断については、原則として「構造計算適合性判定の円滑な実施のために（2008.1.26（改訂）：J C B A 構造計算適合性判定部会・構造部会作成）」中の「不適合通知又は判定することができない旨の通知（無期限通知）の事例について」によるものとします。

3 不適合通知等を交付する際に加味すべき事項

上記2による不適合通知等の交付については、次の各項目のいずれかに該当する場合においてのみ行うことを原則とします。

- （1）構造計算書や追加説明書等の内容不備等により、構造計算適合性判定に係る法定処理期間（ピアチェック49日・再計算14日）を著しく超過しているような場合。
- （2）追加説明書等の内容不備等により、構造計算適合性判定に係る追加説明要求及び回答が2回以上に渡るような場合。
- （3）構造計算適合性判定に係る追加説明書等の回答が期限までになされないような場合。

4 その他

構造計算適合性判定の追加説明書等の提出を求めるまでもなく、不適切な構造計算を行っているような場合は、上記2及び3によらず、「不適合通知」又は「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知（無期限通知）」を交付する場合があります。